

防地周第12994号
25.9.26
一部改正 防地地(事)第115号
令和5年3月31日
防地地(事)第244号
令和6年6月18日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

防衛施設周辺整備統合事業及び基本構想策定に係る補助事業等
計画書の審査について(通達)

標記について、別紙のとおり定められ、平成26年度予算に係る補助から
適用することとされたので通達する。

なお、防衛施設周辺整備統合事業実施要領について(施本第1109号
(CFM)。平成16年7月22日)は、廃止する。

添付書類：別紙

防衛施設周辺整備統合事業及び基本構想策定に係る補助事業等計画書の審査について

(目的)

- 1 この通達は、防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号。以下「規則」という。）第3条第2項の規定による統合事業及び基本構想策定に係る補助事業等計画書の審査に際して地方防衛局長及び東海防衛支局長が確認しなければならない事項を定め、もって統合事業及び基本構想策定に対する防衛施設周辺統合事業費補助金の交付の統一かつ適正な実施に資することを目的とする。

(定義)

- 2 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 統合事業 防衛施設周辺整備統合事業費補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第118号。次号において「要綱」という。）第1条に規定する防衛施設周辺整備統合事業をいう。
 - (2) 基本構想策定 要綱第1条に規定する基本構想策定をいう。
 - (3) 生活環境等の整備事業 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「法」という。）第3条及び第8条の規定による措置並びにこれに準ずる措置の対象となる施設の工事又は整備を行う事業をいう。

(確認事項)

- 3 地方防衛局長及び東海防衛支局長は、規則第3条第2項の規定による統合事業及び基本構想策定に係る補助事業等計画書の審査に際しては、次に掲げる事項を確認しなければならない。
 - (1) 統合事業又は基本構想策定に係る補助事業等計画書を提出した地方公共団体（以下「申請者」という。）が周辺地域の住民の生活等に与える障害が著しい防衛施設が所在する地方公共団体（原則として、法第9条第1項の規定に基づき特定防衛施設関連市町村に指定された地方公共団体に限る。）であること。
 - (2) 申請者が同一の会計年度に複数の統合事業又は基本構想策定に係る補助事業等計画書を提出していないこと。
 - (3) 申請者が行おうとする統合事業が生活環境等の整備に関する防衛施設の周辺地域の住民の多様な需要に応じたものであること。
 - (4) 申請者が行おうとする統合事業が複数の生活環境等の整備事業を一括して行うも

のであること。

- (5) 申請者が行おうとする統合事業の実施期間がおおむね5か年であること。
- (6) 申請者が行おうとする統合事業に対する費用の補助の総額が20億円以下であること。

4 地方防衛局長及び東海防衛支局長は、前項の規定によるもののほか、規則第3条第2項の規定による統合事業に係る補助事業等計画書の審査に際しては、統合事業に係る補助事業等計画書を提出した地方公共団体が行おうとする統合事業について、その実施を予定する地域における土地利用計画、都市計画、地域防災計画その他の地域の生活環境の整備に関する国又は地方公共団体の計画との調和が保たれたものであることを確認しなければならない。